

京都市告示第 2 2 0 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人寿尚会洛陽透 析クリニック	北区上賀茂岩ヶ垣内町 9 8 番地 戸田ビル 3 階	平成 25 年 5 月 31 日
医療法人立岡神経内科	下京区中堂寺坊城町 3 5 番 3	平成 25 年 5 月 1 日
きの小児科医院	右京区嵯峨鳥居本仏餉田町 2 0 番地 5	平成 25 年 7 月 1 日
にしおかクリニック	伏見区新町 5 丁目 5 0 7 番 コア 2 0 0 0 A 号	平成 25 年 7 月 1 日
なぎ辻デンタルクリニ ック	山科区榊辻草海道町 7 番 5	平成 25 年 7 月 1 日
保生堂薬局	中京区丸太町通釜座東入梅屋町 1 7 7	平成 25 年 4 月 30 日
スマイル薬局 丸太町 高倉店	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 6 8 6 番地 2 マルタカビル 1 F	平成 25 年 7 月 1 日
ジェイ薬局	下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 5 7 9 - 1 山崎ビル地下 1 階	平成 25 年 6 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
ファルコはやぶさ薬局 松尾橋店	右京区梅津大縄場町 6 番 4 5	平成 25 年 7 月 1 日
山科シティ薬局東野店	山科区東野八代 2 - 3	平成 25 年 4 月 1 日

( 保健福祉局生活福祉部地域福祉課 )